

再処理施設に係る廃止措置計画の変更認可の申請について(概要)
(性能維持施設、安全対策に係る記載の追加、低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における固化方法の変更等)

当機構は、再処理施設の廃止措置計画について、性能維持施設や安全対策に係る記載の追加及び低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における固化方法の変更等を行うため、本日、原子力規制委員会に対し2件の変更認可申請を行いました。

主な変更認可申請内容は以下のとおり。

1. 性能維持施設、安全対策等、施設定期検査を受けるべき時期に係る記載の追加
 - ① 性能維持施設
性能維持施設の検査内容について詳細を記載した。また、早期のリスク低減の観点から、ガラス固化処理を行う系統を性能維持施設とする旨記載した。
 - ② 安全対策等
 - ・施設の状況等を踏まえ、安全上重要な施設及び耐震重要施設を選定した。
 - ・耐震補強等の安全対策の実施内容等について定めた。今後、詳細設計を進め対策の具体化を図るとともに、維持基準規則で要求される安全対策の実施が合理的ではない場合については、可搬型設備等の代替策により機能維持を図る旨記載した。
 - ・廃止措置段階において想定される事故として、高放射性廃液の蒸発乾固、放射性物質を保有する全施設の大規模損壊を選定した。また、想定事故に対して、発生防止、拡大防止及び影響緩和のための対策設備等について詳細設計を進める旨記載した。
 - ③ 施設定期検査を受けるべき時期
施設定期検査を受けるべき時期として、ガラス固化処理の支障とならない時期と定めた。
2. 低放射性廃棄物処理技術開発施設(LWTF)における固化方法の変更等
 - ・LWTF で製作する固化体を、貯蔵を目的とした中間固化体から埋設処分を目的とした廃棄体(セメント固化体)に変更するため、セメント固化設備を設置する。
 - ・セメント固化体を埋設処分する際の、環境負荷低減を目的とした硝酸根分解設備を設置する。

以上